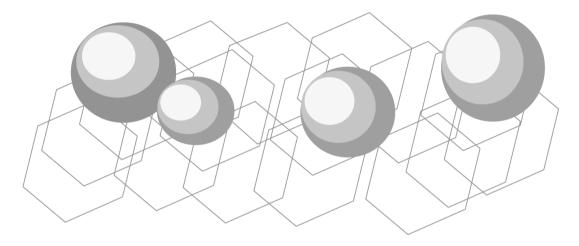


国税庁 電子申告システム @-Tax 連携対応



〈令和元年分 e-Tax 連携オプション〉

操作マニュアル

**窓** ソリセチ

# はじめに

本書では「みんなの電子申告 〈令和元年分 e-Tax 連携オプション〉」の操作方法について説明しています。

### 本製品の使用に際しましては、以下の点にご注意ください。

- ・本製品の著作権はソリマチ株式会社にあります。
- ・本製品の複製は、お客様自身の使用目的以外、いかなる場合でも禁じられています。
- ・本製品を使用した結果につきましては、弊社は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご 了承ください。
- ・本製品のプログラムおよびマニュアルなどの内容の一部または全部を、どのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・複製などを行うことは禁じられています。
- ・本製品の仕様およびマニュアルなどの内容は、将来予告なしに変更することがあります。
- ・本製品のマニュアルの内容は、製作時点の法令に基づいています。
- ・本製品のマニュアルの内容は、本製品の操作に関する内容が中心になります。 Windows の操作については専門の書籍を参考にしてください。
- ・本製品のマニュアルは、Windows 10での画面および操作を基準としております。
- ・本製品のマニュアルで使用しております画面などは開発中のものですので、変更される場合があります。
- ・本製品のマニュアルの画面上で使用されておりますデータは架空のデータです。

※Windows は米国マイクロソフトコーポレーションの米国およびその他の国における商標です。 ※その他、記載されている商品名は、各社の商標または登録商標です。

### 本書の記号類

**ルイント**:知っておくと役に立つ情報を説明しています。

### 本製品に対応しているソリマチ製品

本製品に対応しているソリマチ製品は、以下の製品です。

会計製品	会計王 1 9 / 会計王 2 0 会計王 1 9 PRO/会計王 2 0 PRO 会計王 1 9 NPO法人スタイル/会計王 2 0 NPO法人スタイル 会計王 1 9 介護事業所スタイル/会計王 2 0 介護事業所スタイル みんなの青色申告 1 9 / みんなの青色申告 2 0 / 農業簿記 1 0 / 農業簿記 1 1
確定申告製品	みんなの確定申告〈令和元年分申告用〉 みんなの確定申告 SAAG Edition〈令和元年分申告用〉

※会計王シリーズ(みんなの青色申告を含む)は、最新のサービスパックを適用している場合 のみ対応します。

# 目次

# <u>はじめに</u>

<u>目次</u>

第1章	本システムの概要と処理手順	1
	<ul><li>1. みんなの電子申告の概要</li><li>■運用イメージ</li><li>■本システムから e-Tax ソフトに組み込める帳票</li></ul>	2
	<ul><li>2. 起動と終了</li><li>■本システムを起動するには.</li><li>■本システムを終了するには.</li><li>■最新のプログラムに更新する.</li></ul>	
第2章	運用方法	9
	1. メイン画面の説明  ■メニュー部、申告部について.  ■データー覧部について.  ■取り込んだデータを絞り込むには.  ■取り込んだデータを削除するには.  2. 運用の流れ	12 13
	3. 新規作成(データの取り込み) <ul><li>■提出先税務署の一括入力について</li><li>■こんなときは</li></ul>	19
	4. e-Tax 情報の確認と修正 ■e-Tax 情報を設定・確認する	
	<ul><li>5. 申告・申請処理</li><li>■申告・申請等ファイルを作成する</li><li>■e-Tax ソフトにファイルを組み込む</li><li>■こんなときは</li></ul>	

# 第1章

# 本システムの概要と 処理手順

# 1. みんなの電子申告の概要

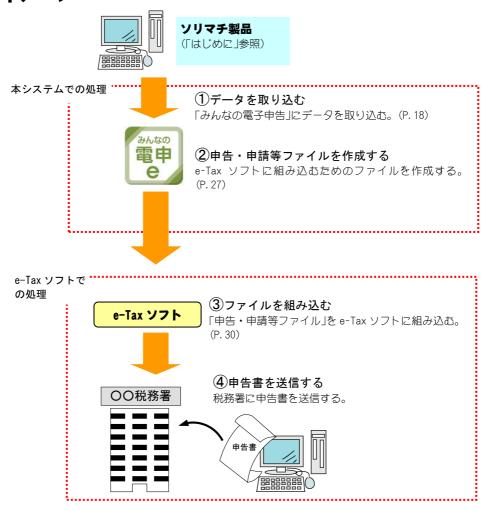
「みんなの電子申告 〈令和元年分 e-Tax 連携オプション〉」(以降、本システム)は、国税電子申告・納税システム「e-Tax ソフト」とソリマチ製品(「はじめに」参照)を連携させるためのオプションソフトです。

ソリマチ製品へ入力したデータを利用して、お客様ご自身で電子申告ができるため、税務署へ出向く必要がありません。

e-Tax ソフトについてのご質問は、所轄の税務署にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

- ※事前に、e-Tax ソフトを国税庁ホームページからダウンロードしてインストールしておく必要があります。
- ※弊社では、「みんなの電子申告」の操作に関することのみサポートしています。 e-Tax ソフトに関しましては弊社ではサポートしていません。

### ■運用イメージ



### ■本システムから e-Tax ソフトに組み込める帳票

本システムでは、以下の帳票の申告・申請等ファイルを出力します。 ※申告・申請等ファイルを出力するには、ソリマチ製品(「はじめに」の「本製品に対応しているソリマチ製品」)がパソコン内にインストールされている必要があり

ます。

	帳票	申告に必要な ソリマチ製品
所得税の申告	所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A (第一表・第二表) 所得税及び復興特別所得税の_申告書 B (第一表・第二表) 所得税及び復興特別所得税の_申告書 (分離課税用) (第三表) 所得税及び復興特別所得税の_申告書 (損失申告用) (第四表 (一)・(二)) 所得税及び復興特別所得税の修正申告書 (別表) (第五表) 損益の通算の計算書 肉用牛の売却による所得の税額計算書 (兼確定申告書付表) 所得の内訳書 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 政党等寄附金特別控除額の計算明細書 医療費控除の明細書 セルフメディケーション税制の明細書 住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成 29 年 4 月 1 日以後用) 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書 (平成 26 年 4 月 1 日以後居住用) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除額の計算明細書 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 社会保険料等に係る控除証明書等の記載事項 医療費に係る使用証明書等の記載事項 医療費に係る領収書等の記載事項 を療費に係る領収書等の記載事項 を育附金の受領証等の記載事項 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の記載事項 自生書等送信票 (兼送付書)	確定申告製品
	青色申告決算書(一般用) 青色申告決算書(農業所得用) 青色申告決算書(不動産所得用) 収支内訳書(一般用) 収支内訳書(農業所得用) 収支内訳書(不動産所得用) 申告書等送信票(兼送付書)	会計製品

※本システムは、準確定申告書の電子申告には対応しておりません。必要な場合は、e-Tax ソフトをご利用ください。

消費税の申告についての帳票は次ページに記載しています。

消費税の申告

消費税及び地方消費税の申告書(一般用)

消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用)

消費税及び地方消費税の申告書別表 (特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書)

会計製品

付表 1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】

付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

付表 2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 【経過措置対象課税資産 の譲渡等を含む課税期間用】

付表 4 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税 計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】

付表 5 控除対象仕入税額の計算表

付表 5-(2) 控除対象仕入税額の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む 課税期間用】

付表 1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

付表 1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】

付表 2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

付表 2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】

付表 4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

付表 4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】

付表 5-1 控除対象仕入税額等の計算表

付表 5-2 控除対象仕入税額等の計算表 【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む 課税期間用】

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表【軽減売上割合(10 営業日)を使用する課税 期間用】

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 【小売等軽減仕入割合を使用する課税期間 用】

課税仕入れ等の税額の計算表【小売等軽減売上割合を使用する課税期間用】

消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

仕入控除税額に関する明細書(法人用)

什入控除税額に関する明細書(個人事業者用)

※申告する課税期間に対応したソリマチ製品をお持ちでない場合、本システムではその期間の帳票の申告・申請等ファイルは出力できません。

4

# 2. 起動と終了

# ■本システムを起動するには

ずスクトップ画面から本システムのアイコンをダブルクリックします。



みんなの電子申告

### その他の起動方法

各製品のメニューから選択することもできます。 ※製品によって選択するメニューが異なります。

### 会計王シリーズ/みんなの青色申告

個人事業の場合: [決算]または[消費税] - [電子申告]

法人事業の場合:[消費税]-[電子申告]

### 農業簿記10/農業簿記11

個人事業の場合:[申告]-[決算書]または[消費税]-[みんなの電子申告]

法人事業の場合: [決算] - [決算書等] - [みんなの電子申告]

### みんなの確定申告

「申告書]-「電子申告(e-Tax 連携オプション)]

2 本製品のプログラムに更新がある場合は、「オンラインアップデート」画面が示されます。

「OK」ボタンをクリックし、最新プログラムをインストールしてください。 詳しくは、「■最新のプログラムに更新する」(P.7)をご覧ください。



- 3 本システムが起動します。
  - ※平成30年分のみんなの電子申告を使用していた場合は、この画面の前に「データ 更新」画面(P.6)が表示されます。



### 平成30年分のみんなの電子申告を使用していた場合

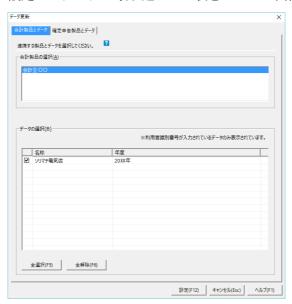
※平成30年分のみんなの電子申告⇒以降、旧バージョン

本システムと同じパソコンに旧バージョンをインストールしている場合は、旧バージョンで入力した申告者情報や提出先税務署情報を、本システムへそのまま引き継ぐことができます(旧バージョンをアンインストールしていた場合でも引き継げます)。

本システムを初めて起動した時、「データ更新」画面が表示されます。

旧バージョンで取り込んだ会計データは前年度のものなので、ここで本年度のデータを選択して「設定」ボタンをクリックします。

設定したデータが取り込まれた状態でメイン画面が表示されます。



旧バージョンで入力した情報がそのまま引き継がれますので、一度入力した住所や氏名などを再度入力する手間が省けます。

### ■本システムを終了するには

「ソリマチ みんなの電子申告」画面で、「終了」ボタンをクリックします。



### ■最新のプログラムに更新する

本製品は起動時にプログラムの更新(アップデート)があるかチェックを 行います。

OK ボタンをクリックすると、サービス パック(最新プログラム)がダウンロー ドされ、製品を最新の状態に更新するこ とができます。



# ☑ 注 意

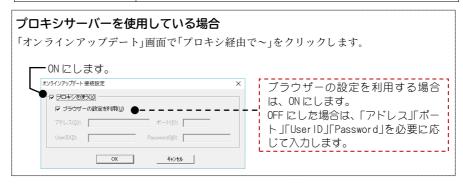
- ・アップデートを実行できるのは、「コンピューターの管理者」権限を有するユーザーでWindows にログインしている場合のみです。
- ・アップデートはインターネット回線を通じて行われます。インターネットへの接続方法 に関しましては、お使いのコンピューター・ネットワーク機器の製造元、または加入し ているインターネットサービスプロバイダー・サーバー管理者・ネットワーク管理者に お問い合わせください。

### オンラインアップデートに関する設定を変更するには

メイン画面の「オンラインアップデート」ボタンをクリックすると、[オンラインアップデート]画面が表示されます。



 起動時のアップデート チェックを行う(推奨)
 起動時のアップデート チェックは行わない
 本製品の起動時にアップデートチェックを行う場合に選択します。
 次回の起動から起動時のアップデートチェックを行わない場合に 選択します。



# 第2章 運用方法

# 1. メイン画面の説明

ここでは、「ソリマチみんなの電子申告」画面(以降、メイン画面)の説明をします。 本システムを起動すると、以下の画面が表示されます。



### ■メニュー部、申告部について

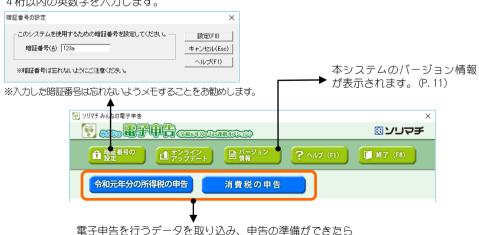
ここでは、画面上部にあるメニュー部と申告部について説明します。 メニュー部には、暗証番号の設定やオンラインアップデートなど、本シス テムを便利に使用するための機能ボタンが表示されています。

申告部には、各申告書データを作成するボタンが表示されています。

暗証番号を設定することで、本システムの使用を制限できます。(P. 11) 4 桁以内の英数字を入力します。

申告したい処理のボタンをクリックします。

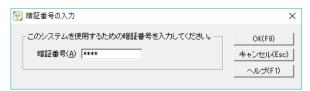
「申告・申請処理確認」画面が表示されます。(P. 28-3)



10

### 暗証番号を設定した場合

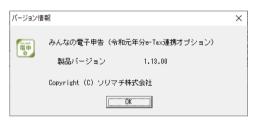
本システムを起動すると、メイン画面の前に以下の画面が表示されます。 設定した暗証番号を入力して、「OK」ボタンをクリックします。



※暗証番号の設定を解除したい場合は、「暗証番号の設定」画面 (P. 10) を開き、暗証番号を空欄にしたまま「設定」ボタンをクリックします。

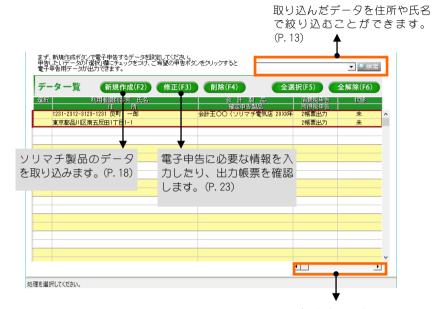
### バージョン情報を確認する

メイン画面で「バージョン情報」ボタンをクリックすると、本システムの製品バージョン情報が確認できます。



### ■データー覧部について

ここでは、画面中部にあるデータ一覧部について説明します。 「データ一覧」には、ソリマチ製品から取り込んだデータが表示されます。 データは、住所や氏名で絞り込むことができます。



スクロールバーを右に移動させると、 「提出先税務署」欄が表示されます。

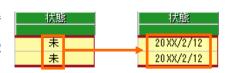
製品 		提出先稅務署	
マチ電気店 20XX年	未	믦川	*
	未	믦비	
	1		)

# □ ポイント

### ・「データー覧」の「状態」欄について

帳票ごとの最終出力日時のうち、一番 新しい日時が表示されます。

データを新規に取り込んだときの「状態」は「未」となっています。



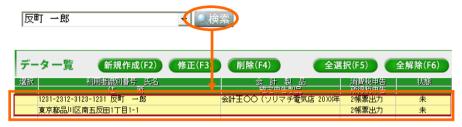
### ・セルに収まらなかった文字(氏名・住所など)を確認するには

右画面のように、氏名や住所が一つのセル (欄) に収まらない場合、セル上にマウスカーソルを合わせると、全てが表示されます。



### ■取り込んだデータを絞り込むには

本システムでは、取り込んだデータを氏名や住所で絞り込めます。 以下の入力欄に氏名や住所を入力して「検索」ボタンをクリックすると、取り 込んだデータの中からその氏名や住所に該当するデータを絞り込めます。 複数の申告者から同じ苗字や特定の住所の申告者を絞り込んで表示させ たい場合などに便利です。



※絞り込みを解除したい場合は、入力欄の文字を削除して空欄にした状態で「検索」ボタンをクリックします。



・氏名、住所以外では絞り込めません。

### ■取り込んだデータを削除するには

削除の方法は、単一削除と一括削除のどちらかを選択できます。 削除したいデータにカーソルを合わせて「削除」ボタンをクリックすると、

「削除処理の選択」画面が表示されます。

複数の申告者を一度に削除する場合は一括削除が便利です。

※この操作で、ソリマチ製品側のデータが削除されることはありません。



### 単一削除の場合

「データー覧」にて<u>現在カーソルがあるデータ</u>が 削除の対象になります。

(上記画面では反町一郎さんが削除の対象) 「単一削除」ボタンをクリックすると、削除していいかどうかの確認画面が表示されます。「はい」ボタンをクリックするとデータが削除されます。

※削除の対象かどうかの判断は、「選択」欄の「**√**」 の有無ではありませんので注意してください。



### 一括削除の場合

「データ一覧」の「選択」欄が「✔」になっているすべてのデータが削除の対象になります。

(上記画面では反町一郎さんと稲庭吾郎さんが削除の対象)

「一括削除」ボタンをクリックすると、削除していいかどうかの確認画面が表示されます。「はい」ボタンをクリックすると、選択したデータが一括で削除されます。

%データが 1 つも選択されていない場合は、一括 削除できませh。



# 2. 運用の流れ

ここでは、本システムの運用の流れを説明します。 詳しい操作方法は、それぞれの説明をご覧ください。

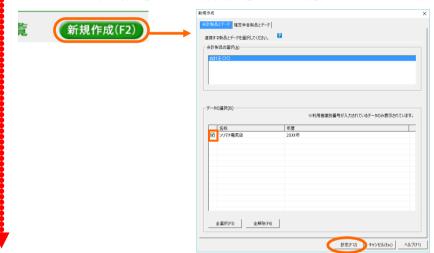
### □ ポイント

### 旧バージョンを使用していた場合

本システムを初めて起動したときは、「データ更新」画面が表示されます。 本システムと連携する製品とデータを選択して「設定」ボタンをクリックします。 P.6 と合わせてご覧ください。

# **❶ e−Tax ソフトと連携するデータを取り込む (P. 18)**

メイン画面の「新規作成」ボタン-「新規作成」画面で、連携したいデータを選択します。



# ② 提出先税務署を入力する (P. 19)

●で「設定」ボタンをクリックすると、以下の画面が表示されます。



※税務署名が入力されているデータを取り込んだ場合は、この画面は表示されません。

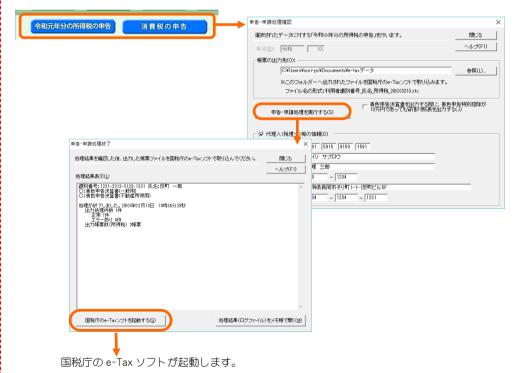
# ❸ e-Tax 情報を入力する (P. 23)

メイン画面の「修正」ボタン-「修正」画面で、タブごとに項目を入力します。



# 4 申告・申請等ファイルを作成する (P. 27)

メイン画面の各申告ボタン-「申告・申請処理確認」画面で、「申告・申請処理を実行する」ボタンをクリックします。



ここまでが、本システムでの処理です。 **ூ**からは、e-Tax ソフトでの処理になります。

# **⑤** e-Tax ソフトへ申告・申請等ファイルを組み込む (P. 30)

e-Tax ソフトのメニューボタンから「作成」-「申告・申請等」を選択して、「組み込み」ボタンをクリックします。

表示された画面の「参照」ボタンで本システムで作成された申告・申請ファイル名を指定し、申告・申請等名を入力して「OK」ボタンをクリックします。



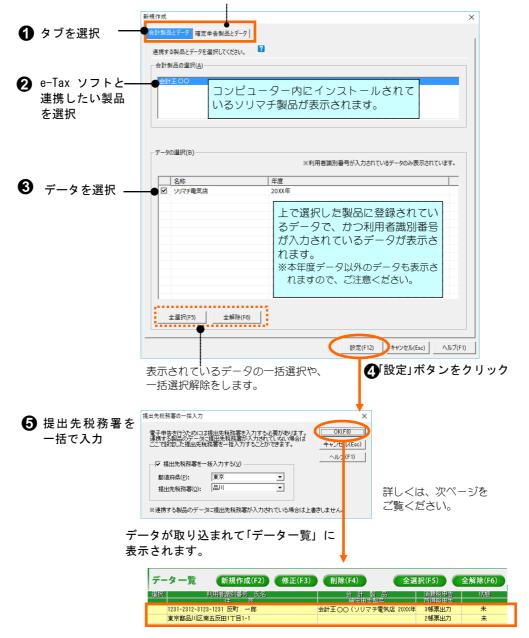
これで、e-Tax ソフトに申告・申請等ファイルが組み込まれました。 この後の操作は、e-Tax ソフトの説明に従ってください。

# 3. 新規作成(データの取り込み)

本システムをインストールしたら、必ずはじめに新規作成(データの取り込み)をしてください。データを取り込まないと、e-Tax ソフトとの連携ができません。

メイン画面で「新規作成」ボタンをクリックすると、以下の画面が表示されます。 製品の種類ごとにタブがわかれていますので、本システムに取り込みたい製品の タブを選択します。

製品の種類ごとにタブがわかれています。詳しくは、「はじめに」をご覧ください。



### ■提出先税務署の一括入力について

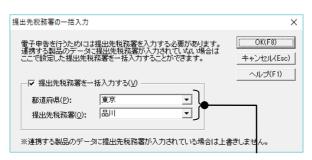
電子申告を行うには、必ず提出先税務署を入力する必要があります。

初めて「新規作成」画面にてデータを取り込んだ場合は、以下の画面が表示されます。

ここでは、取り込んだデータに対して一括で提出先税務署を設定することができます。

後で提出先税務署を設定したい場合は、「提出先税務署を一括入力する」を OFF にします。

設定した提出先税務署の情報は、「修正」画面(P.23)に反映されます。



「都道府県」と「提出先税務署」を、ドロップダウンリストから選択します。

※すでに提出先税務署が入力済みのデータを取り込んだ場合は、表示されません。

### □ ポイント

### ・「未設定」は設定できません

「都道府県」や「提出先税務署」を「未設定」にすると、確認画面が表示され再度入力することを促されます。

必ずドロップダウンリストから選択してください。

### ・新規に取り込む場合のみ表示されます

この画面は、データを新規に取り込む場合のみ1度だけ表示されます。 取り込んだ後に提出先税務署を修正したい場合は、「修正」画面(P.23)で行います。

### ■こんなときは

### 「製品の選択」に連携したい製品名が表示されない

本システムがインストールされているパソコンと、ソリマチ製品がインストールされているパソコンが同じかどうかを確認します。

同じパソコンにインストールされていない場合は、連携したいソリマチ製品がインストールされているパソコンに、本システムをインストールしてください。

※インストールされているソリマチ製品が本システムに対応しているかどうかも ご確認ください。対応している製品は、「はじめに」をご覧ください。

### 「データの選択」にデータが表示されない

利用者識別番号が入力されているかを確認します。

ソリマチ製品にて利用者識別番号が入力されていないデータは、「データの選択」に表示されません。

各ソリマチ製品にて利用者識別番号を入力してから、データを取り込んでください。

会計王シリーズ/みんなの青色申告	[導入]-[事業所・消費税情報設定]
農業簿記10/農業簿記11	[初期]-[基本]-[基本情報設定]
みんなの確定申告	[導入]-[申告者設定]

### データ一覧にデータが正常に表示されない

以下の2つの原因が考えられます。

### ◆会計製品で申告者情報を入力していない

会計製品データを取り込む場合、会計製品で入力された情報(以下の表を参照)を、本システムの申告者情報として自動的に取り込みます。

(確定申告製品では申告者設定から自動入力されます)

所得税の申告をする場合	青色申告決算書入力の「住所氏名等」タブ 収支内訳書入力の「住所氏名等」タブ
消費税の申告をする場合	消費税申告書作成の消費税申告設定の「納税地」タブ ※「代表者名または氏名」が入力されていないと、「申告・ 申請処理」時にエラーとなります。

このため、本システムデータ一覧に住所や氏名が表示されない場合は、会計 製品の上記メニューで申告者情報がすべて入力されているかを確認します。

### 申告者情報が入力されていない場合

本システムのデータ一覧から間違いのあるデータを一度削除(P.14)し、 ソリマチ製品側で住所などの情報を入力または修正してから、再度データの取り込み(「新規作成」(P.18))をします。

### ◆利用者識別番号を誤って入力している

本システムは、データを利用者識別番号で管理しています。

例えば、利用者識別番号が同じ会計王データとみんなの確定申告データは 一つのデータとして管理されます。



1231-2312-3123-1231

個々のソリマチ製品で利用者識別番号を誤って入力すると、同じデータで も異なったデータとして認識されます。(以下の例参照)

データ一覧にデータが正しく表示されない場合は、正しい利用者識別番号が入力されているかどうかを確認してください。

### 利用者識別番号が誤って入力されている場合

データ一覧から間違いのあるデータを一度削除(P. 14)し、ソリマチ製品側で正しい利用者識別番号を入力してから再度データの取り込み(「新規作成」(P. 18))をします。

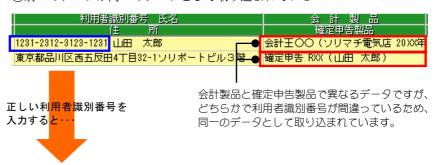
---利用者識別番号が誤って入力されている例---

①同一のデータが別々のデータとして取り込まれている



ı	利用者識別番号 氏名	会計製品
J	住 所	確定申告製品
I	1231-2312-3123-1231 反町 一郎	会計王〇〇(ソリマチ電気店 20XX年
I	東京都品川区南五反田1丁目1-1	確定申告 RXX(反町 一郎)

### ②別々のデータが同一のデータとして取り込まれている



利用者識別番号 氏名	중 計 製 品
件 所	確定申告製品
1231-2312-3123-1231 反町 一郎	会計王〇〇(ソリマチ電気店 20XX年
東京都品川区南五反田1丁目1-1	
3213-2132-1321-3213 山田 太郎	
東京都品川区西五反田4丁目32-1ソリポートビル3階	確定申告 RXX(山田 太郎)

# 4. e-Tax 情報の確認と修正

「新規作成」画面でデータを取り込んだら、メイン画面で「修正」ボタンをクリックします。

以下の画面が表示されますので、利用者識別番号や申告者の情報(e-Tax 情報)の確認や修正、出力帳票の確認をします。

各画面の詳細については、次ページ以降をご覧ください。



4 「設定」ボタンをクリック

### **ポイント**

### 法人番号または個人番号は本システムでは表示されません。

申告書に法人番号または個人番号が必要である場合、連携するソリマチ製品にこれらの番号が入力されていれば申告・申請等ファイルに自動的に出力します。

### ■e-Tax 情報を設定・確認する



「e-Tax 情報設定」タブでは、申告者情報の確認や修正をします。

「提出先税務署」には、新規データの取り込みの際に設定した税務署 (P. 19) が表示されます。

※タブ内で入力した項目は、他のタブ内に反映されません(コピーされません)。 タブごとに入力してください。

申告者情報一	
フリガナ( <u>F</u> ):	אַן אַדער
氏名( <u>N</u> ):	反町 一郎
住所( <u>A</u> ):	東京都品川区南五反田1丁目1-1
電話番号(1):	03 - 1111 - 2222
-提出先税務署	
	東京     ▼

# ☑ 注 意

・本システムは、ソリマチ製品のデータを「新規作成」にて取り込んでいるのみで、データ 同士の連動はしていません。

そのため、本システムにて申告者情報を修正してもソリマチ製品には反映されません。 本システムでの修正を反映させたい場合は、ソリマチ製品にて再度同じ修正を行ってく ださい。

### ■出力帳票を確認する

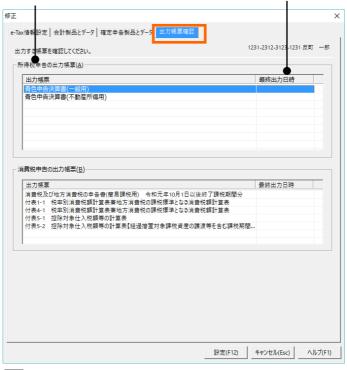
「出力帳票確認」タブでは、出力する帳票を確認できます。

本システムに取り込んだデータから、どの帳票が出力されるのかを自動的 に判断して表示されます。

帳票を最後にいつ出力したかを確認することもできます。

選択したデータで出力可能な帳票が表示されます。

※下記の「注意」も合わせてご覧くだ さい。 帳票の最終出力日時が表示 されます。



# 

・「出力帳票」は、選択したデータのその時点での出力帳票を自動的に判断して表示します。 このため、「申告処理」(P. 27)を行った後に表示される「処理結果」(P. 29)と帳票の内容が 異なることがあります。

〈例〉「出力帳票」で帳票を確認した後に、データを変更した場合など 最終的な「出力帳票」は、「処理結果」に表示される帳票です。

・消費税の申告区分が「原則課税」である会計製品のデータを取り込んだ場合、上記画面の「消費税申告の出力帳票」には以下の帳票が表示されますが、条件に合わなければ出力されません。

「消費税の還付申告に関する明細書(法人用)」 この帳票は還付申告の場合のみ必要なため、「消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)」 「消費税及び地方消費税の申告書別表(特定課税仕入れがあり課税売上割合 95%未満の場合の課税標準額等の内訳書)」 この帳票は特定課税仕入れがあり課税売上割合 95%未満の場合のみ必要なため、「消費税の申告」 実行時に条件が合わなければ出力されません。

### ■こんなときは

### 取り込んだ e-Tax 情報をソリマチ製品側で修正した場合

本システムとソリマチ製品は、データ同士の連動はしていません。 取り込んだ e-Tax 情報は取り込んだ時点のものですので、その後ソリマチ製品側で修正しても内容は自動的に更新されません。



取り込んだ e-Tax 情報をソリマチ製品側で修正した場合は以下の手順をします。

- ¶ 取り込んだデータを、本システムから削除します。(P. 14)
- **2** 本システムにて、データを再度取り込みます。(P. 18)

※e-Tax 情報以外のデータを修正した場合、上記 2の手順は不要です。

### 出力帳票を選択するには

「出力帳票」タブでは、出力する帳票の確認のみ行えます。(出力する帳票の選択はできません。)

出力したくない帳票がある場合は、e-Tax ソフトへ「申告・申請等ファイル」 を組み込んだ後で削除してください。

### 取り込み後、消費税の申告区分を変更した場合

本システムに申告者を登録した後に、ソリマチ製品側で消費税の申告区分(簡易課税、原則課税)を切り替えると、消費税の申告処理に失敗することがあります。この場合は、上記��の手順を行うことで正常に出力できるようになります。

# 5. 申告・申請処理

ここでは、申告・申請等ファイルを作成し、そのファイルを e-Tax ソフトへ組み込むまでの操作を説明します。

### ■申告・申請等ファイルを作成する

電子申告をするために、e-Tax ソフトへ組み込む申告・申請等ファイルを 作成します。

4 メイン画面の「データ一覧」で、申告したいデータを選択します。



2 申告・申請したい処理のボタンをクリックします。



# **全**注 意

### 所得税の申告をする場合

確定申告製品が起動している場合は、終了してください。 起動したまま処理を行うと、正しく申告できない場合があります。

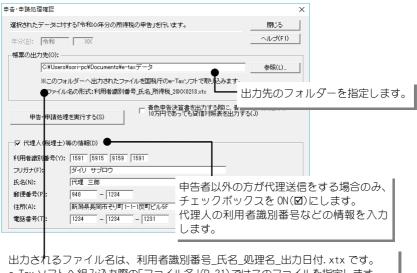
### 消費税の申告をする場合

ソリマチ製品で最後に処理をした消費税申告の条件で集計されます。

過去に一度も消費税申告をしたことがない場合は、申告・申請等ファイルが作成されません。

※「データー覧」にて「消費税申告」が「帳票無し」の場合は、消費税の申告は行えません。

### (3) 以下の画面が表示されます。



e-Tax ソフトへ組み込む際の「ファイル名」(P. 31)ではこのファイルを指定します。 <例>1231231231231231\_反町一郎\_所得税\_20xx0213. xtx

### 4 「申告・申請処理を実行する」ボタンをクリックします。

### ╙ ポイント

### パスワード入力の画面が表示された場合

以下の画面が表示される場合があります。



会計王シリーズで設定した個人番号(マイナン バー)のパスワードを入力してください([導 入]-[事業所・消費税情報設定])。

正しいパスワードを入力し「OK」ボタンをクリックすることで個人番号を含んだ申告・申請等ファイルが作成されます。

がそのまま表示されます。

※「キャンセル」ボタンをクリックすると、個人番号を含まない申告・申請等ファイルを作成することができます。ただし、この場合は e-Tax ソフトで申告者の個人番号を入力してください(e-Tax ソフトのメニューの[作成]-[帳票一覧]-[基本情報変更])。

### エラーメッセージが表示された場合

「帳票出力に失敗しました」というメッセージが表示される場合があります。 「OK」ボタンをクリックして、本システムを修復インストール(以下参照)してください。

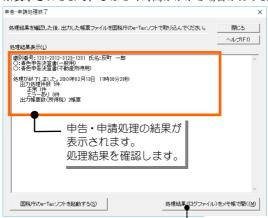
### <修復インストールとは>

本システムをアンインストールする手順を操作すると、以下の画面が表示されます。



### 「申告・申請処理終了」画面が表示されます。

※表示されるまで、しばらく時間がかかる場合があります。



処理結果を印刷する場合にクリック ➡します。

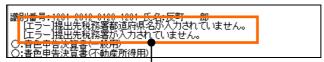
メモ帳が開きますので、そこから印 刷できます。

これで、申告・申請等ファイルが作成されました。

# ₩ ポイント

### 処理結果にエラーメッセージが表示された場合

処理結果にエラーメッセージが表示されている場合は、「申告・申請処理終了」画面を 閉じて、メッセージから原因を調べて修正します。



メイン画面の「修正」ボタン-「修正」画面で都道府県名・提出先税務署を入力します。

※IT 部エラーが表示された場合について、詳しくは「■こんなときは」(P. 32) をご覧 ください。

TIT部
・経理書任者名:ソリマチ★トロの「★ ||はe-Taxソフトで使用できない文字です。

- 処理結果を確認したら、「国税庁の e-Tax ソフトを起動する」ボタンをクリックします。
- **1** 国税庁の e-Tax ソフトが起動します。

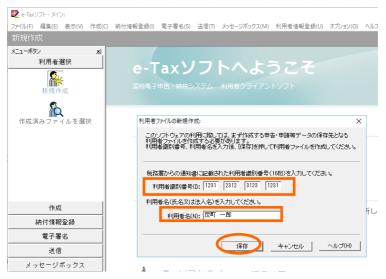
続いて国税庁 e-Tax ソフトに電子申告をするデータを組み込みます。 次ページをご覧ください。

### ■e-Tax ソフトにファイルを組み込む

本システムで作成した申告・申請等ファイルを、e-Tax ソフトに組み込みます。

※あらかじめ、パソコンに e-Tax ソフトをインストールしておきます。

 e-Tax ソフトを起動すると、利用者ファイルの新規作成画面が表示されます。 利用者識別番号と利用者名を入力して、「保存」ボタンをクリックします。



2 以下の画面が表示されます。

メニューボタンから「作成」-「申告・申請等」を選択して、「組み込み」ボタンをクリックします。



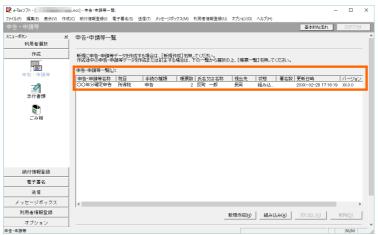
(3) 以下の画面が表示されます。

本システムで作成された申告・申請等ファイル名を指定し、申告・申請等名を 入力して「OK」ボタンをクリックします。



P. 28 で設定した出力場所と、出力されたファイル名を指定します。





※消費税の申告データを本システムより作成した場合は、❷❸の手順にて消費税電子申告データを e-Tax ソフトに組み込みます。

以上で、申告・申請等ファイルの e-Tax ソフトへの組み込みは完了しました。 この後は、e-Tax ソフトの処理手順に従って申告・申請等の確認と電子署名 を行い、送信してください。

※e-Tax のご利用に当たっては、ご使用のパソコンに政府共用認証局(官職認証局) と政府共用認証局(アプリケーション認証局 2)のルート証明書・中間証明書をインストールする必要があります。

e-Tax ソフトおよびルート証明書は最新のものをご利用ください。

★ルート証明書について

ルート証明書とは、証明書の発行元(認証局)の正当性を証明する証明書のことです。

この証明書の発行元(認証局)を信頼の基点と呼びます。 e-Tax では政府共用認証局(アプリケーション認証局2)を信頼の基点としています。

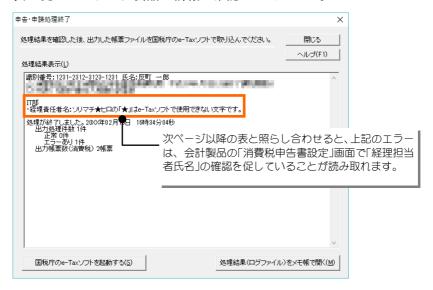
ご利用者は e-Tax ソフト等を利用するに当たり、上記の認証局を信頼の基点とすることに同意した上で、各認証局のルート証明書をコンピューターにインストールする必要があります。 ルート証明書の入手について詳しくは、国税庁 e-Tax のホームページをご覧ください。

### ■こんなときは

### IT 部のエラーが表示された場合

IT 部は、国税庁の e-Tax ソフトの「申告・申請基本情報」で使用する項目です。 IT 部の情報は、本システムで申告・申請処理を行ったタイミングで、各ソ リマチ製品のデータからそのつど取得されます。

「申告・申請処理終了」画面で「IT部」のエラーが表示された場合は、以下の表に従ってソリマチ製品の情報を確認してください。



※次ページでは e-Tax 情報にはない IT 部の項目について説明しています。

### ◆所得税の申告

※確定申告と会計王(農業簿記)の両方が同時に選択された場合は、確定申告のデータが 優先して使用されます。

IT 部の項目名	元となる機能・画面	元となる項目
<確定申告製品から取得する項目>		
提出年月日	確定申告書Aまたは確定申告書B	提出年月日 (画面左上の入力項目)
納税者郵便番号上段	[申告者設定]	郵便番号
納税者郵便番号下段	n .	郵便番号
納税者所在地屋 <del>号</del>	II .	屋号・雅号
職業	n .	職業
性別	"	性別
世帯主氏名	"	世帯主名
世帯主との続柄	"	世帯主との続柄
生年月日	"	生年月日
還付先金融機関・金融機関名	確定申告書Aまたは確定申告書Bの「還付される税金の受取場所」	金融機関名
還付先金融機関・金融機関区分	"	金融機関区分
還付先金融機関・支店名	"	支店名
還付先金融機関・本支店区分	"	本支店区分
還付先金融機関・預金種類	ıı	預金種類
還付先金融機関・口座番号	II .	口座番号・記号番号
還付先金融機関・郵便局名	"	郵便局名
還付先金融機関・貯金記号番号 1	II .	口座番号・記号番号
還付先金融機関・貯金記号番号 2	ıı	口座番号・記号番号
<会計製品から取得する項目>		
	【会計王シリーズ/みんなの青色申告】 青色申告の場合→「青色申告入力」 白色申告の場合→「収支内訳入力」	優先度: ①一般②不動産
	【農業簿記】 青色申告の場合→「青色申告決算書入力」 白色申告の場合→「収支内訳書入力」	優先度: ①一般②農業③不動産
提出年月日	「住所氏名等」タブ	提出日
納税者所在地屋号	"	屋号
職業	"	業種名

### ◆消費税の申告

IT部の項目名	元となる機能・画面	元となる項目
提出年月日	「消費税申告書設定」画面の「基本」タブ	申告書提出日
代表者名又は氏名	「消費税申告書設定」画面の「納税地等」タブ	代表者名又は氏名
経理責任者名	"	経理担当者氏名
課税期間(自)	「消費税申告書設定」画面の「基本」タブ	課税期間(自)
課税期間(至)	"	課税期間(至)
還付先金融機関・金融機関名	「消費税申告書設定」画面の「金融機関」タブ	金融機関名
還付先金融機関・金融機関区分	"	金融機関種類
還付先金融機関・支店名	"	本支店名
還付先金融機関・本支店区分	"	本支店種類
還付先金融機関・預金種類	"	預金種類
還付先金融機関・口座番号	"	口座番号
還付先金融機関・郵便局名	"	郵便局名
還付先金融機関・貯金記号番号 1	"	貯金記号番号 1
還付先金融機関・貯金記号番号2	"	貯金記号番号2

# ☑往 意

### ・個人の消費税申告を行った場合に表示される IT 部エラーについて

IT部の項目名と、元となる項目名が異なります。以下の項目をご確認ください。

IT 部の項目名	元となる機能・画面	元となる項目
納税者所在地屋号読み	本システムの「修正」画面の「e-Tax 情報設定」	「フリガナ」
納税者所在地屋号	II	「氏名」
納税者所在地	"	「住所」

# みんなの電子申告〈令和元年分 e-Tax 連携オプション〉

操作マニュアル

発行・製作 ソリマチ株式会社

2020年2月 初版発行

- ・本書の内容は、予告なしに変更することがあります。
- ・本書の一部または全部を無断で転記しないでください。